

福祉委員会

開催日	令和2年6月17日
時間	午前9時30分～午前10時44分
場所	委員会室
出席議員	白井 章、富田 雄二、岸本 洋美、野々部 享 小崎 進一、松川 秀康、松岡 繁知
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 宮崎企画部長 後藤企画部次長兼企画政策課長 舟橋人事秘書課長 平子総務部長 岩田総務部次長兼財政課長 栗本市民環境部長 石田市民環境部次長兼産業課長 伊藤市民課長 篠田保険年金課長 島津生活環境課長 所生活環境課課長補佐 河口健康福祉部長 加藤健康福祉部次長兼子育て支援課長 鹿島社会福祉課長 古川高齢福祉課長 寺社下健康推進課長
関係職員	浅田議会事務局長 高山議事調査課課長 鈴木議事調査課係長
議案又は協議事項	1. 福祉委員会付託案件
備考	傍聴者 なし

(時に午前 9時30分 開会)

福祉委員会委員長 (白井 章君)

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから福祉委員会を開催いたします。

去る9日の本会議において福祉委員会に付託となりました議案について御審議いただきますが、その前に、市長から御挨拶を受けたいと思います。

よろしく申し上げます。

市長 (永田 純夫君)

改めまして、おはようございます。

今日は、委員各位には早朝より福祉委員会の御出席、大変御苦労さまでございます。

新型コロナウイルス対策につきましても、緊急事態宣言が解除されまして、一旦ほっとしておるんですけども第2波が心配でございます。また、自粛要請も1か月以上に及んだということで、市民生活、あるいは事業経営もまだ不安定なところもございます。市議会では5月に2回にわたって支援策を決定いただきました。今現在、支援策につきましても完結できるように鋭意努力をいたしているところでございます。

今定例会につきましても、一部支援策を盛り込んだところでございまして、全ての議案につきましても慎重に御審議を賜り、御決定いただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

福祉委員会委員長 (白井 章君)

ありがとうございました。

傍聴者はお見えですか。

議事調査課係長 (鈴木 栄治君)

一般傍聴人はお見えになりません。

福祉委員会委員長 (白井 章君)

当委員会に付託されました所管は、市民環境部及び健康福祉部所管です。

それでは、議案第35号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案について説明をお願いいたします。

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

市民課の伊藤でございます。

清須市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

提出案件の13ページをお願いいたします。

議案第35号

清須市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

提案理由でございます。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による通知カードの廃止に伴い、通知カード再交付手数料を廃止する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、14ページをお願いいたします。

今回の清須市手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、通知カードが廃止されたことから、当該通知カードに係る手数料を廃止する必要があるからでございます。

主な改正内容を御説明いたします。

別表第7にございます番号利用法第7条第1項に規定する通知カードの再交付の項を削除するものでございます。

附 則

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

福祉委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

ただいまから審議に入るわけですが、質疑者、あるいは答弁者は必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名のってから質疑、あるいは答弁に入ってくださいようお願いいたします。

それでは、質疑のある方、挙手をお願いします。

富田副委員長。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

富田でございます。

通知カードというのは5月25日に廃止されるというふうに承知しておりますが、これはマイナンバーカードへの移行を促進するというか、促していくということで理解してよろしいですか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

そのとおりでございます。

福祉委員会委員長（白井 章君）

富田副委員長。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

そうすれば、今回、関連ですけど、新たにコロナ騒動で1人10万円ずつの特別定額給付金というのを受けるためにマイナンバーカードを新しく申請された方ってお見えですかね。

福祉委員会委員長（白井 章君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

今月、先月につきましては、マイナンバーカードの申請の件数が増えてきておりますので、そういった方は多くなってみえると思います。

以上でございます。

福祉委員会委員長（白井 章君）

富田副委員長。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

今回の給付金もそうですけど、9月からマイナポイント制度が始まりますね。そういうことでもマイナンバーカードへの移行というのが見込まれると思うんですけど、当初、たしか2万1千人ぐらいですか、当初予算で上げておられますけど、その辺の見込みというのはどうでしょう。

福祉委員会委員長（白井 章君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

この見込みにつきましては、国が想定しております令和3年3月末までのマイナンバーカード

の発行件数の予定でございますので、その件数に近づけるようにこれからもマイナンバーカードの交付PRをしていきまして、普及促進に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

福祉委員会委員長（白井 章君）

富田副委員長。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

ありがとうございました。

関連ですけど、マスコミのほうでもいろいろ問題になったんですけど、給付金を受けるために、当初、清須市のほうでもそうですけど、マイナンバーカードでオンライン申請をすればいち早く頂けるということで当初出しとったわけですけど、いろいろ蓋を開けてみたら、住民基本台帳と手作業ですり合わせせないかんであるとか、システムにもトラブルがあったということで、申請する人もパスワードを忘れてたりとか、そういうことで窓口が物すごく混み合っているというようなマスコミの報道があったんですけど、清須市に関してはその辺どうだったですか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

確かにパスワードをお忘れになって、再登録にお見えになった方は当初結構お見えになりましたけれども、確かにそのとき全国から同じような形で申請件数が増えたことに伴いまして、一時期、元である国のサーバーが停止してしまったことがあって、一時お待たせすることがあったと思いますけれども、現在そのようなことはございません。回復しておりますので、大丈夫だと思います。

以上でございます。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

ありがとうございました。

福祉委員会委員長（白井 章君）

他に。

野々部委員。

野々部 享委員

野々部でございます。

分からないことなんですけど、今、通知カードが廃止される。だから、それによって再交付の手数料がなくなるということなんで、新しく生まれた方というのは、個人番号通知書かな、それがまた今度代わりに発行されるということが書いてあるんですけど、今までの通知カードを持っておった人が仮になくした場合というのは、対応というのはどういうふうにしていけばいいのか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

通知カードをなくされた場合につきましては、届出のほうは市のほうにさせていただく必要がございますけれども、その後につきましては再発行はございませんので、マイナンバーを証明する必要がございましたら、新たにマイナンバーカードを作ってくださいか、マイナンバー入りの住民票を取っていただく必要がございます。

以上でございます。

福祉委員会委員長（白井 章君）

野々部委員。

野々部 享委員

すると、窓口へ来て、なくしたいうのを申請して、それで手続すればマイナンバーカードが申請できるということ。

福祉委員会委員長（白井 章君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

マイナンバーカードの申請につきましては、申請書を国のほうに送っていただく必要がございますので、当初、通知カードを配付されたときに長細い下のほうが申請書になってございましたけれども、そちらのほうは大分前の話ですので、おなくしになっている場合につきましては、新たに申請書のほうを市民課のほうで発行いたしますので、窓口でお申し出いただければ新たな申請書をお出しいたしますので、それを持ってオンライン、または郵送でマイナンバーカードの交付の申請をしていただくことになります。

以上でございます。

福祉委員会委員長（白井 章君）

野々部委員。

野々部 享委員

すると、通知カードの下の申請書がここでもらえるということやね。

福祉委員会委員長（白井 章君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

マイナンバーカードの申請書は新たに発行できます。

福祉委員会委員長（白井 章君）

野々部委員。

野々部 享委員

それと先ほどの給付金のことで、市から各世帯に郵送で送られたんですけど、該当者が見つからずに戻ってきたという件数は何件ありますか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

企画政策課、後藤でございます。

発送させてもらったのが5月25日で、そのとき2万9千827通を発送させていただきまして、一時的に戻った件数が118件ございました。その場合も、順次、成年後見人の弁護士さんが取りにおみえになられたとかいうケースもございましたので、今のところ110件程度だという認識をしております。

以上です。

福祉委員会委員長（白井 章君）

野々部委員。

野々部 享委員

まだそのまま宙ぶらりんというのはあかんのやけど、そちらのほうに手元にまだあるということやね。

福祉委員会委員長（白井 章君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

おっしゃるとおりで、まだこちらのほうにおみえになられてない方がお見えになります。一度

送って届かなかったものですから、追跡はしたんですけども、現状では住民票が今どちらにあるのかということと、どちらにおみえになるかということが不在の方がお見えになるのは事実です。

以上です。

福祉委員会委員長（白井 章君）

いいですか。

野々部 享委員

ありがとうございます。

福祉委員会委員長（白井 章君）

他にありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉委員会委員長（白井 章君）

それでは、清須市手数料条例の一部を改正する条例案について採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第35号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

福祉委員会委員長（白井 章君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

保険年金課長の篠田でございます。よろしく願いいたします。

まず、15ページをよろしく願いいたします。

議案第36号

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、租税特別措置法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

それでは、1枚おめくりいただきまして、16ページをお願いいたします。

改正の内容といたしましては、租税特別措置法の一部を改正する法律によるもので、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設に伴う規定の整理でございます。

附則第7項及び第8項中に第35条の3第1項を加えるもので、具体的には個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に5年以上所有し、譲渡価格が上物の資産を含め取引額、合計額が500万円以下の譲渡を行い、その後、当該土地等が利用される場合、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円まで控除することができるものでございます。

施行期日は、令和3年1月1日でございます。

以上でございます。

御審議のほうをよろしくをお願いいたします。

福祉委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

それでは、質疑のある方、挙手をお願いします。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉委員会委員長（白井 章君）

それでは、清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第36号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

保険年金課、篠田でございます。よろしくお願いいたします。

17ページをお願いいたします。

議案第37号

清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度の収入が下がった者などに対し国民健康保険税及び介護保険料の減免を行うため、所要の規定を整備する必要があるからです。

1枚おめくりいただきまして、18ページをお願いいたします。

第1条の清須市国民健康保険税条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者に係る保険税の減免を規定するものでございます。

附則に第17号から第19号までを追加することにより、減免の対象となる被保険者の基準、保険税、減免要件等を規定するものでございます。

続きまして、19ページ中ほどを御覧ください。

第2条 清須市介護保険条例の一部を改正につきましても同様に改正し、附則に第14項から第16項までを追加することにより、減免の対象となる被保険者の基準、保険料、減免要件等を規定するものです。

附則でございます。

この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の各条例の規定は、令和2年2月1日から適用いたします。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議のほうをお願いいたします。

福祉委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

福祉委員会委員長 (白井 章君)

ないようですので、私、1点聞かさせていただきます。

委員長の職を副委員長にお願いしますので、よろしくお願いします。

福祉委員会副委員長 (富田 雄二君)

副委員長の富田です。

これより委員長の職にあたらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑を受けます。

白井委員長。

福祉委員会委員長 (白井 章君)

減免ということなんですが、その減免の程度が全額免除になる場合もあるかと思ひますし、前年度所得の金額によって減免の度合いが違ふと思ひますが、そこら辺の御説明をお願いしたいと思ひます。

福祉委員会副委員長 (富田 雄二君)

篠田課長。

保険年金課長 (篠田 敬幸君)

減免の規定については、議案説明資料のほうにも記載してあるとおりでございますが、前年のコロナウイルス感染症による収入が落ちた部分に関してのみのこととなりますが、400万円以下の方がまず対象となります。それ以下の方で他に給料があったりとか収入があった場合は対象になりませんので、その場合、400万円以下でまず対象となりますが、300万円以下の場合には10分の10、10割減免ですね。400万円以下の場合には10分の8とか、そういうふうに細かく規定をされていると思ひますけど、ただ、所得の申請というのが現状になりますので、確定申告してそろってないという時期ですので、世帯からの収入の申告、月々幾らあったかとか、そういったもので判断する予定でございます。

以上でございます。

福祉委員会副委員長 (富田 雄二君)

そうすると、これは申請をしなければいけませんね。申請方法とか、あるいはそういうことの市民の皆さんへのお知らせとか周知、それはどのような御予定ですか。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

取りあえず今の予定では7月から受け付けを開始する予定でおりますので、まず市の広報が一番早くなるかと思えます。それに併せましてホームページ、それから国民健康保険税のほうでは7月の中旬に保険税の通知を行いますので、その際に、毎年これは入れているんですが、添付文書というのがございます。その中に減免のページを1枚載せまして、それで申請の方法であるとか、そういったものを記載しております。

ただ、今回、減免というのが今年の収入を申告する上で非常に分からない部分が多いと思えますので、まずは担当課にお電話を頂戴して、御案内してから申請していただくのがよろしいかなというふうに考えております。

以上でございます。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

白井委員長。

福祉委員会委員長（白井 章君）

以上でございますので、続いて、委員長としての職をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

他にありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉委員会委員長（白井 章君）

ないようですので、採決します。

清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第37号 清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第38号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課、古川でございます。よろしくお願いいたします。

清須市議会定例会提出案件21ページをお願いいたします。

議案第38号

清須市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の介護保険料の軽減強化を行う必要があるからです。

22ページをお願いいたします。

主な内容は、低所得者の介護保険料の軽減に関して、消費税引上げに伴う介護保険法の改正により、令和2年度における軽減割合を拡大するため、第1段階の介護保険料2万3千300円を1万8千600円に、第2段階の介護保険料3万5千700円を3万1千円に、第3段階の介護保険料4万5千円を4万3千500円にそれぞれ改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するもので、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるものです。

以上でございます。

御審議よろしくお願いいたします。

福祉委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

それでは、質疑のある方、挙手をお願いします。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉委員会委員長（白井 章君）

ないようですので、私、また質問させていただきます。

富田副委員長に御担当をお願いします。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

それでは、委員長の職にあたらせていただきます。

質疑を受けます。

白井委員長。

福祉委員会委員長（白井 章君）

御説明がありましたように、対象者が階層別になっていますよね。第1段階と第2段階と第3段階というようなことで、それぞれの対象者の人数というのはどのようなことになってございますか。教えていただきたい。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

令和2年1月7日現在の人数になりますけれども、第1段階の対象者は2千158名、第2段階は1千132名、第3段階は1千134名となっております。

以上でございます。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

白井委員長。

福祉委員会委員長（白井 章君）

そうすると、合計数も。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

合計すると4千424名になります。

以上でございます。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

白井委員長。

福祉委員会委員長（白井 章君）

後で出てきますけど、このための補正予算が1千825万円ということになるわけですかね。確認だけですけれども、よろしくをお願いします。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

そのとおりでございます。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

白井委員長、よろしいですか。

それでは、委員長の職を白井委員長のほうにお返しいたします。

福祉委員会委員長（白井 章君）

それでは、質疑がある方。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉委員会委員長（白井 章君）

それでは、清須市介護保険条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第38号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

子育て支援課の加藤です。よろしくお願いいたします。

提出案件の23ページをお願いいたします。

議案第39号

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保等について所要の規定を整備する必要があるからです。

改正内容を説明させていただきます。

1枚はねていただきまして、24ページをお願いいたします。

国の基準省令の一部改正に伴い、第7条においては、家庭的保育事業者等による保育の提供の就労の際につきまして、卒園後の受入先の確保のための連携施設の対応方針の見直しを行い、第38条中においては、居宅訪問型保育事業者が保育を提供する場合に関する定めとして、保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対しましても保育の実施が可能であることを明確にした内容を加える改正でございます。

今回の改正につきましては、国の基準省令の一部改正に沿ったもので、従うべき基準の改正であります。

また、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

福祉委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

それでは、質疑のある方、挙手をお願いします。

ありませんか。

私から質問させていただきます。

富田副委員長をお願いします。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

では、質疑のほうを受けます。

白井委員長。

福祉委員会委員長（白井 章君）

まず、この中で連携施設という言葉が出てきますけど、具体的に連携施設というのはどのような内容なんでしょうか。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

家庭的保育事業につきましては、該当事業所のほうが小規模保育事業施設であったりとか、家庭的事業を行っている方、居宅訪問型保育事業とかという4種類の事業があるんですが、そちらにつきましては、全ての3歳未満児が受入施設のほうになっておりますので、その後、卒園された後、継続的に保育が提供できるように連携施設のほうを設けなければいけないというふうに国のほうの基準になっておりますが、今回につきましては、事業所のところが連携施設のほうの確保に努めているということになりましたら、そういうことにつきましては必ず設けなくてはならないというふうなことがないような改正に行ったものでございます。

以上でございます。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

白井委員長。

福祉委員会委員長（白井 章君）

そうすると、本市の中に家庭的保育事業者というか事業をする人といえますか、それはどのぐらいみえるんでしょうか。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

本市におきましては、先ほどお伝えさせていただきました4事業の中で小規模保育事業所というところは2か所あります。そちらのほうにつきましては、現在、そちらの卒園後につきまして私どものほうの引き続き保育園に入所する、ほとんどが公立保育園のほうを御希望されますので、そちらの保育園の入所の基準を設けさせていただくところで、選考基準の中に小規模保育施設を過去に利用してみえたという方になりますと、そっちのほうに加算定をつけまして、卒園後、どこにも入ることができないことがないような形の手続のほうをしながら連携を図っているところでございます。

以上でございます。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

白井委員長。

福祉委員会委員長（白井 章君）

2点ほどお聞きしたいんですけど、次に出てきます特定地域型保育事業ってありますね。その中にいろんな小規模保育事業とかがあるわけですよ。先ほど言いました小規模保育事業という

のはA型とかC型に分かれてますよね。その内容はどうなんですか。

それから、連携施設ということであれば、協定を結ぶ必要はないのでしょうか。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

まず、小規模保育事業所につきましては、A、B、Cにあることなんですが、そちらにつきましては、小規模保育事業所のほうを認可を受けるに当たりまして、保育を受入れする子どもさんの人数によってA、B、Cというところになっております。A、B、Cの違いにつきましては、保育に従事する保育者がA型ですと、全てが保育資格を持ったもの、Bですともう少し緩和したというような形で、そのような形でA、B、Cという形で小規模事業所というのが変化等があります。

今、委員長が言われました連携施設の確保等につきましては、ほとんどの認可を受けるときに当たりまして、公立保育園を連携施設としてという形で届けを出されている状況でございます。

以上でございます。

福祉委員会委員長（白井 章君）

協定というのは。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

そうですね、まず届けだけになりますので、認可の申請のところに連携施設がありますかというところになりますと、公立保育園というふうに書かれて県のほうに届けを出されているという状況でございます。

以上でございます。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

白井委員長。

福祉委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

委員長の職を辞しまして、白井委員長のほうにお渡しいたします。

福祉委員会委員長（白井 章君）

ほかにないようですので、それでは採決に入りたいと思います。

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第39号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 清須市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をお願いいたします。

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

提出案件の25ページをお願いいたします。

議案第40号

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保について所要の規定を整備する必要があるからです。

改正内容を説明させていただきます。

はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

第42条の改正は、国の基準府令が地域型保育者による保育の提供の就労に際して様々な対応策の活用により、引き続き、教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保については不要とすべきに対応方針が一部改正されたことによるものでございます。

今回の改正につきましては、内閣府への一部改正に沿ったもので、従うべき基準の改正であり、また、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

福祉委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

それでは、質疑のある方、挙手をお願いします。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉委員会委員長（白井 章君）

ないようですので、採決いたします。

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第40号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第48号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第4号）案所管分について説明をお願いします。

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

子育て支援課の加藤です。よろしく願いいたします。

令和2年度一般会計補正予算、福祉委員会の所管分につきましては、私のほうから一括で朗読説明させていただきます。

それでは、令和2年度一般会計補正予算書及び説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入になります。3段目になります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額912万5千円の増、1

節社会福祉費負担金の増になります。

2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、補正額 3 3 万円の増、3 節生活保護費補助金の増になります。

1 6 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、補正額 4 5 6 万 2 千円の増、1 節社会福祉負担金の増でございます。

歳入は以上となります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

はねていただきまして、1 2、1 3 ページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、補正額 1 千 8 2 5 万円の増、2 7 節繰出金の増で、消費税率引上げに伴う介護保険法の一部改正により、低所得者への介護保険料軽減を行うため、介護保険特別会計に繰り出しをするものでございます。

3 項生活保護費、1 目生活保護総務費、補正額 6 6 万円の増、1 2 節委託料の増で、生活保護システム改修のための補正になります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、補正額 1 千万円の増、1 8 節負担金、補助及び交付金の増で、新型コロナウイルス感染症対策のため、感染症対策医療機関に対して助成金を支給する補正でございます。

2 項清掃費、2 目塵芥処理費、補正額 6 千 7 万 1 千円の増、1 0 節需用費の増で、ごみ袋の追加発注のための補正になります。

7 款商工費、1 項商工費、2 目商工業振興費で新型コロナウイルス感染症対策協力金交付金事務費の節の組替えによるものでございます。

令和 2 年度一般会計補正予算案福祉委員会所管分につきまして、以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

福祉委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

それでは、質疑のある方、挙手をお願いします。

小崎委員。

小崎 進一委員

小崎です。

保健衛生費のところでは新型コロナウイルスの医療機関への助成金についてなんですけれども、

この助成金についての至った経緯というのをお聞かせいただけますでしょうか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

健康推進課、寺社下でございます。

新型コロナウイルス感染症の流行時においても、第2次救急医療体制の維持確保が重要なものであるということは全国的にも注目されているところです。

今回助成対象病院は、第2次救急医療病院であるはるひ呼吸器病院と済衆館病院であり、両病院においては、コロナ禍の中においても第2次救急医療体制維持のため様々な手だてを講じ、対応をされております。そうした中で、本市としましては、救急患者の受入病院のそのような対策について支援を行うこととしたものです。

以上です。

福祉委員会委員長（白井 章君）

小崎委員。

小崎 進一委員

小崎です。

本来、2次救急への負担ということだと、西春日井広域でやられるべきではないかと思うんですけども、そこら辺というのは今回どういった経緯でこういうふうになったのでしょうか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

西春日井広域事務組合に負担金を拠出し、西春日井広域事務組合から2次救急医療機関に支払うことが本来ではありますが、その方法とした場合、事務組合の規約の変更が生じる可能性がございます。その場合、各市町の議会の承認、組合議会の議決、そして愛知県知事の許可と、かなりの時間を要することとなりますので、今回は機動性を持って支援するという事で、各市町それぞれが2次救急医療機関に助成金を支払う形とさせていただきます。

以上でございます。

福祉委員会委員長（白井 章君）

松川委員。

松川 秀康委員

松川です。

衛生費、塵芥処理費、ごみ収集処理費の6千万円の内訳を詳しく教えていただきたいです。

福祉委員会委員長（白井 章君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

枚数でよかったですでしょうか。

松川 秀康委員

枚数と金額、それぞれの単価とかあると思いますんで。

生活環境課長（島津 行康君）

可燃ごみの大とか中とかでよろしいですね。

可燃ごみの大が1千840万円、可燃の中が940万8千円、可燃の小が299万円、そして不燃の大が299万3千900円、不燃の中が93万9千300円、プラごみの大が660万円、プラごみの中が452万2千円、空き缶金物が70万700円、空き缶金物の小が36万3千600円、事業系が774万4千円、いずれも税抜きでございます。

福祉委員会委員長（白井 章君）

松川委員。

松川 秀康委員

これは追加発注になるのでしょうか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

そのとおりでございます。

福祉委員会委員長（白井 章君）

松川委員。

松川 秀康委員

現行のものと全く同じ形のものを追加発注したということでしょうか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

今回の補正につきましては、まず3か月分、今年度の予算でもって3か月分の発注を国内で発注しております。そして、現在、中国で発注するケースだとまだ状況が分かりません。コロナの状況が分かりませんものですから、その状況の中で今回また3か月、4か月ぐらい様子を見てというように思っております。

以上です。

福祉委員会委員長（白井 章君）

松川委員。

松川 秀康委員

では、今、伺った金額は3か月分という認識でよろしいですか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

今回の補正については、これだけの補正でもって年間を網羅するという考えでおります。その中で4か月分をまずその一部で国内にするのか、中国にするのか考えて把握した上で発注するという事です。そして、中国の動向を踏まえた上で、またその後、国内で発注するのか、中国で発注するのかを考えて、3回に分けてやっていきたいと思っております。

以上です。

福祉委員会委員長（白井 章君）

松川委員。

松川 秀康委員

国内産にすることによって単価ってどれぐらい違うんでしょうか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

可燃の大でいきますと、約1.8倍ぐらいになります。

福祉委員会委員長（白井 章君）

松川委員。

松川 秀康委員

国内産、今後、コロナウイルスの感染、中国では今2次感染がまた始まっているんじゃないかということになっているんですけども、調達先なんですけれども、国内であれば1.8倍で余分なお金がかかっちゃうんですが、中国以外のベトナムって結構感染者が少ないですよ。ベトナムとかバングラデシュ、インドとか、他のアジア諸国で調達するということはできないんでしょうか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

他国については、また別の投資枠とか投資が出てまいりますので、かえって高くなるというような、また一からそこを策定していくという形になるものですから、今回は中国の様子を見ながらということ考えております。

福祉委員会委員長（白井 章君）

松川委員。

松川 秀康委員

今回、急なことで国内に発注せざるを得なかったという理由は分かるんですが、今後考えてですね、中国に頼るのではなくて、もっとほかの複数の安い調達先というのを用意するために、一回、競争入札をして、調達先というのを検討するというわけにはいかないでしょうか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

このごみ袋の発注については全て競争入札でやっておりますので、その中で落札した業者が中国産の提供業者で作っているということになります。

福祉委員会委員長（白井 章君）

松川委員。

松川 秀康委員

入札条件に調達先というのを入れたほうがいいと思います。中国一国では駄目だよと。他の複数の、要は、今後もこういう感染症で輸入が影響があるというのは当然出てくると思うんですね。そうなった場合、国内で1.8倍もの金額で調達しなきゃいけないということは今後も考えられると思うんで、入札条件に調達先についての項目を加えてやっていただきたいと思いますが、い

かがでしょうか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

4月に発注した場合には、入札条件として国内産という条件をつけておりましたが、今後、中国も含めてという場合には、そういった状況は一切なしで発注をしてみたいです。

福祉委員会委員長（白井 章君）

松川委員。

松川 秀康委員

なるべく中国以外の国を入札条件に加えていただくなり、要はリスクヘッジをしていただくようをお願いして終わります。

福祉委員会委員長（白井 章君）

他に。

岸本委員。

岸本 洋美委員

第4款衛生費のところでお尋ねしたいと思います。

先ほど小崎委員もお尋ねがありましたが、何点かお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症の対策で医療機関に1千万円助成金を出すということですが、このたびのコロナの感染症においては、医療機関、また従事者、本当に大変な御苦労があったかと思いますが、関係の方々には心から本当に敬意を表するものでございます。

そこで、先ほど経緯についてはございましたが、この2つの医療機関のこのたびの対応について話せること、話せないことがあるかと思いますが、現状をお聞かせいただけますか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口です。

対応と言われるのは、新型コロナウイルス感染症に対しての対応というふうに認識させていただきまして答弁させていただきますと、基本的に、この両病院においてどのような形でその対応を具体的にされておるかというところまでの把握はしておりません。ただし、両病院とも2次救急患者

を搬入される病院ですので、その2次救急患者にはコロナの感染をされているのかどうかというのは全く分からない状況下での診療となりますので、ざっと聞いたところだと、当然、マスクですとか、防護服、またエプロンですね、そういったものは通常の医療機関よりも多めに買っておると。あと、動線も若干分けた上で対応をしておるという程度のことは聞いております。

以上です。

福祉委員会委員長（白井 章君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

それでは、今回、一医療機関に500万円ずつ助成金を出すと設定されたわけですが、この500万円という設定の金額の根拠といますか、私は全然これは反対するものではないんですけども、この500万円の裏づけというか設定、2市1町では2千200万円ですけど、どういったお考えでこの500万円をお考えになったのかお尋ねいたします。

福祉委員会委員長（白井 章君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

今回の支援といますのは、補助金という形態ではなくて助成金という形態で考えております。そうしますと、補助金ですと対策に応じた金額に対するものという解釈ですけれども、助成金ということになりますと、その対策を講じたことによる助成ということになりますので、どういったものをどういうふうに積み上げた金額ということではなく、正直申し上げて、この500万円、具体的な根拠はどういうふうな積み上げでということについてはございません。

以上です。

福祉委員会委員長（白井 章君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

他の自治体とももちろん御相談された上だと思いますが、先ほどどのような対応をされましたかということも含めて、本当にこの500万円で少なければ私はもっとたくさん助成金を出せばいいと思いますし、そういった意味で、この500万円が妥当な金額なのかなという思いで聞かせていただいたんですけど、それはそれで結構です。

聞くところによりますと、2つの医療機関だけでなく、豊山町では医療機関に20万円、歯

科医に10万円支援金を出したともお聞きしますが、本市の場合はこの辺りはお考えとかございますか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

河川部長。

健康福祉部長（河川 直彦君）

今回、この予算計上につきましては、先ほど来、申し上げておりますように、2次救急医療病院に対する助成ということを考えております。

個々市町の医療機関への支援という、今、委員がおっしゃられたように、豊山がそのような形でやられるということについては聞いておりますけれども、そちらのほうにつきましては、豊山町独自の対策であろうというふうに思っております。

本市におきましては、早い時期におきまして医療機関について話の中で衣料品のほうが不足しておるといったようなことが耳に入りましたので、すぐさま歯科医師、そして医師、両機関について、一般のマスク及び医療用のマスクを1万枚、支援のほうをさせていただきましたのが医療機関に対する支援というふうに考えております。

福祉委員会委員長（白井 章君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

確かに、これは豊山町独自の施策ではあったんですが、2次救急医療支援ということであったんですけど、医療機関はどこも大変な思いをこのたびはされたかなと思いますが、少し耳にしたものですから、本市においてお考えがあればと思ってお尋ねいたしました。

それですね、今後、第2波、第3波を想定される、それに対しての2市1町、今、2つの救急医療機関もございましたが、この2市1町として、例えば保健所と連携してとか、PCR検査とか抗体検査もできるかどうか分かりませんが、今後、第2波、第3波に対しての地元といいますか、2市1町としての対応というのはお考えなんでしょうか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

河川部長。

健康福祉部長（河川 直彦君）

恐らく委員言われるように、今後このまま終息するというふうに当市としても考えておりません。そのときの対応としてどのような形がいいのかということにつきましては、今、2市1

町という話をされましたけれども、そういったところも含め、また、医師会などと協力をとって、今後もし来たときにどのような形で対応していくのかということについては、今、この終息ぎみの時期について検討のほうは加えていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

福祉委員会委員長（白井 章君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

現状は話合いとか検討はまだされてないということですか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

2市1町の担当者は、保健師同士、連携を密にして話のほうはしておりますけれども、部長クラスですとか、そういったところについて、寄って、今後どうしていこうという協議はございません。

ただ、医師会の先生方については、会議ですとか、また、いろんな連絡事項の折に、どのような形にしていっただいいのかということについては、先生方についてはいろいろ情報のほうはお互い共有しておる状況であります。

以上です。

福祉委員会委員長（白井 章君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

なぜ、こういうことを聞くかと申しますと、第2波、第3波がどのくらいの感染度と申しますか、来るか分かりませんが、第1波を経験して、聞くところによると、はるひ呼吸器さんはPCR検査の機器を持っているとも伺ったりしますが、例えば、春日井、小牧、名古屋市、そういったところに清須市の方がこちらで受けられないから行ったときに、本当に清須市の方を向こうがいっぱいの方に受けてくれるとか、それぞれが市の病院を持っていますので、そうしたことを考えた場合には、やっぱり地元は地元で地元自治体の市民を守るためには、今こそ私はそういった対策、対応を考えるべきではないかと思いますが、はるひ呼吸器のことを少し出しましたが、御存じの範囲で結構ですが、対応。

福祉委員会委員長（白井 章君）

河川部長。

健康福祉部長（河川 直彦君）

今回のコロナ感染症第1波の例をとってみましても、今後これ以上の状況が第2波、第3波で来るのか、もし来たときどうなるのかということを経験上、話をさせていただくと、このコロナ感染症につきましては、その患者の把握ですとか検査体制というのは全国的な規模で統制をされております。それ以外で各自治体のほうでやられておるといふふうにはぼつぼつマスクのほうから流れてきますけれども、本市におきましては市民病院がございませんし、大きな臨床病院というのもございます。そういったところが中心となって独自のPCR検査云々ということも、正直、医師会の先生方とも協議はさせていただきましたけれども、本市の状況においてはそぐわないところがあるだろうというようなお答えはいただいております。

連携他市ですね、隣が名古屋、また小牧、春日井という話が出ましたけれども、そういったところへの本市の市民の方々の搬入等々につきましては、先ほど申し上げましたように、国全体での保健所の割り振りというふうになっておりますので、本市がどのようにということについては、今の状況では具体的に口は出せない状況になっております。

以上です。

福祉委員会委員長（白井 章君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

ある市内のクリニックの院長先生からお聞きしたんですけれども、秋から冬になってきたときにインフルエンザと新型コロナ、初診でみえたときにまず見分けがつかないので、そこが一番不安です。第1波は今、終息しつつあるんですが、それを声高にしておっしゃっていたんですね。

そうしたときに、保健所とかいろいろ窓口があるんですけど、どのように、どうやって連携してるのか不安というのは、私もこれはよく聞くんですね。さっき言ったような、よそのまちなに行けるのかとか、受けてくれるのかとか、そういった体制というのは、補助金も出したり頑張つてよというか、いろいろ連携してやってるわけですから、その辺は早急に手を打つという言い方は変ですけども、対策・対応というのは、先ほど申しましたけども、はるひ呼吸器に大型テントを市もお貸ししたというかね、そこでPCR検査だったり受け付けのほうだと聞いたんですけど、済衆館病院はもっとベッド数も多いし、はるひ呼吸器よりもはるかに大きい病院ですけども、そ

うしたところでも、今後、第2波、第3波に備えてPCR検査なり、そうしたことを想定してみえるのかどうか、個人の病院だからといえばそれまでですけど、こういった補助金だとか2次救急医療であれば、その辺もこちらはどうなんですとか、お願いとか、要望とかってというのはいかがなんでしょうか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

河川部長。

健康福祉部長（河川 直彦君）

コロナ感染症のPCR検査関係の指定医ということで、公式にPCR検査ができる病院というのは、現在、公表のほうはされておられません。PCR検査を行うには保健所に連絡をし、保健所のほうが、先ほど言いましたように、どこの病院でどういう検査をしてくださいというような指示の下、今、動いております。

済衆館病院とはるひ呼吸器については、2次救急医療医でございます。そのところでPCR検査を具体的に医師の判断で云々ということは、今、1波の最中でそういったことはございません。あくまでも保健所の采配によって、どこでPCR検査をやるのかというような指示においてやっております。

確かに、済衆館病院は病床数は多うございますけれども、今の現時点で私ども一自治体が口を出せるのは、あくまでも保健所のほうがどういった采配においてPCR検査ができる病院に割り振るのか、そして、陽性と出た場合、どこの病院に入院することとなるのかということについては、あくまでも国直轄、また県のほうの指示による、指定医による判断というふうに考えております。

以上です。

福祉委員会委員長（白井 章君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

今のことを例えば今、県とおっしゃったので、県の保健所、そういったところに地元として要望というか、そういうことはできないんですか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

河川部長。

健康福祉部長（河川 直彦君）

今、委員おっしゃられるように、済衆館病院など大きな病床数を持ったところでPCR検査ができるように、俗に言う指定医となっただけのようにというような要望自体はできるというふうには考えておりますけれども、本市としてそういった要望が適しているのかどうかという判断につきましては、非常に難しいところであろうと考えております。

といいますのは、あくまでも2次救急医療医の両病院は要でございますので、コロナ関連の指定医ということになるとどうしても2次救急、あくまでもコロナ感染症がはやって他の病気が下火になっていくということにはございませんので、先ほど委員が言われたように、インフルエンザも今後はやってくるでしょうし、ほかの外科外来等々も増えてきます。そういった方々の救急医療体制を今までどおり維持していくためにはどの方法がいいのかということも踏まえて考えていかなければいけないことではないかと思っております。

以上です。

福祉委員会委員長（白井 章君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

でも、現実にはるひ呼吸器のほうは受けてみえたんじゃないですかね。

福祉委員会委員長（白井 章君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

はるひ呼吸器のほうでPCR検査のほうをやっておるということは、公式にはではなく私の耳にも入っております。済衆館病院がどうかということについても耳に入っておりますけれども、その体制について本市として何が一番ベストなのか、今、委員が言われるように、済衆館病院も併せてコロナの指定病院にということについて、それが適切なかどうかということについては、本市としては少し検討はしていかなければいけないことだというふうに考えております。

以上です。

福祉委員会委員長（白井 章君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

ぜひ、検討をお願いしたいのと、市長に御所見を伺います。

今、様々お尋ねしたんですが、私が懸念しているのは、第2波、第3波で第1波みたいなとい

うか、感染者が少ないときはまだいいかもしれないんですけども、今後、予想がつかないので、この第1波のことを教訓に、今、言ったような医療体制といいますか、地元にあるこういった医療機関、もちろん県の保健所と連携をとってですが、その辺が非常に不安に思うんですね。全国的にどこも大変で受け付けてくれないとかだったら、よそ者は来るなどと言わないけど、そこまであったときも想定して、やっぱり地元は地元でこうした医療機関との連携というのがあるんですが、要望も含めてですが、御所見をお伺いできたらと思います。

福祉委員会委員長（白井 章君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

コロナに関する医療体制につきましては、正直、市町村は何の権限もないということで、情報も入ってきません。最初に清須市で感染者が出たときも全く教えてもらえないと、そういう状況でした。これはどこの市町村も実は同じで、県下で保健所を持っておる市というのは、名古屋市と豊橋、豊田、岡崎ぐらいで、あとは全部、保健所を持ってないものですから、全く情報が入ってこないということと、それと、コロナの関係の感染症指定医療機関もどこがやっとなるかというのは公表されてないものですから、分かりません。疑いがある、または相談したいというときには保健所へ行くしかない。保健所へ連絡するしかないという、今現在もそうなんですけども、たまたま本市には呼吸器専門の病院がありまして、私もこれ以上は言えんですけども、一生懸命やっただいておるといううわさが出ておりまして、多分それは本当なんだろうというふうに思っております。

清須市としては、一生懸命やっただいておる地元の病院に何とかいろんな支援をしたいというふうに思っておるところでございまして、今回は2市1町で北名古屋市とうちが500万円、それから豊山町が100万円ということで2次救急をやっただいておる病院に、2次救急ではないんですけど、コロナで一生懸命やっただいておるということで、一病院1千100万円ずつというふうに出させていただきました。

委員おっしゃるように、今後、第2波に向けてどうやって保健所を含めて対応していくかということにつきましては、県は一生懸命やってみえるんですけども、要は、医療体制についてどうするかということについては、市町村には権限がないものですから、権限がないところに何も下りてこないんですね。そんな中で、今、委員がおっしゃるような懸念をどうやって対応していくかということになれば、市は市として地元でそういう専門の機関があるものですから、具体的

に、はるひ呼吸器といろいろお話をさせていただいて、どうやっていったらいいかということは今までもやっておるんですけども、これからもやっていきたいと思っておりますけども、医療に対して制度的に市町村は物が言えんもんですから、そこは歯がゆいところがあるんですが、実質的には、はるひ呼吸器といろいろと話をさせていただいて、もし大変なことがあれば独自でも支援をしていくべきかなというふうに思っておりますけども、はるひ呼吸器とはいろいろな場面でいろいろお話をさせていただいておりますし、今後の市のイベントの開催の可否についても、専門の先生の見解もお伺いしながらということで意思疎通を図ってやっておりますので、何とか第2波、第3波に向けての対策につきましても、権限がない部分であっても市でできることは取り組んでいきたいなというふうに思っております。

以上です。

岸本 洋美委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

終わります。

福祉委員会委員長（白井 章君）

他に。

富田副委員長。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

富田でございます。

生活保護事務費66万円という歳出があるんですけど、これは半額の33万円は国からの補助というふうで、先ほどシステム改修というふうにお伺いしたんですけど、具体的にどんなことなんでしょうか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

社会福祉課、鹿島でございます。

生活保護の方等々、ホームレスの方や何か住居を確保できない場合なんか無料低額宿泊所と呼ばれる施設に入ることがございます。そういった場合に、そこでの金銭管理等々をその無料低額宿泊所の職員等が行う場合に、そこにそういった委託をするというところの改正がございまして、その改正に対応するためのシステム改修でございます。

以上です。

福祉委員会委員長（白井 章君）

富田副委員長。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

ありがとうございました。

生活保護に関しては、今よく派遣労働なんかで仕事を失ったりだとか、住居を失ったりということ非常に問題になっとるわけでございますが、今そういうことで、かなり本市に関しても相談が多いと思われますけども、現状どんなでしょうか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

マスコミ報道等で25%そういった保護の相談等が増えたというような報道もなされておりますが、幸いにして、清須市においてはほぼないというような状況でございます。

ただし、今回の定額給付金10万円を受け取られた方等々がそれを受け取った後、今後、夏以降秋にかけては生活保護の相談ですとか申請が増えてくるというふうに考えております。

以上です。

福祉委員会委員長（白井 章君）

富田副委員長。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

本市では今のところないということですけど、先ほど言われたように、これから出てくると思うんですね。そして、生活保護の場合、いろいろ私、今まで聞いておったところによると、かなり審査が厳しくて、誰か面倒を見てもらえる人がおらんのかとか、いろいろ追求があるというふうに聞いておるわけですが、現在、本市のほうの相談員というんですか、何人ほどお見えなんですか。

福祉委員会委員長（白井 章君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

それは生活保護に関してですか。

生活保護に至る前に生活に困ってみえる方の相談員、支援員というような職員が2人、就労に

関する職員が1人、あと、生活保護の指導ですとか支援を行うケースワーカーが5人といった体制で現在取り組んでおります。

以上です。

福祉委員会委員長（白井 章君）

富田副委員長。

福祉委員会副委員長（富田 雄二君）

コロナでお亡くなりになっている方も大変多く見られるわけですけど、今後、本当に生活が苦しくなって自殺される方も出てくると思うんですわね。そういう方のためにも審査のほうもですね、今回緊急なことですので、ひとつ、いち早い支援ができるようお願いして、質問を終わります。

福祉委員会委員長（白井 章君）

他にはよろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉委員会委員長（白井 章君）

それでは、令和2年度清須市一般会計補正予算（第4号）案所管分について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第48号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第4号）案所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 令和2年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案について説明をお願いします。

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課、古川でございます。よろしくお願ひいたします。

令和2年度介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の26、27ページを御覧ください。

介護保険特別会計補正予算でございます。

歳入。

1 款介護保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、補正額 1 千 8 2 5 万円の減額。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 1 千 8 2 5 万円の増額でございます。

これらの補正は、消費税引上げに伴う介護保険法の改正により、令和 2 年度における低所得者の介護保険料の軽減割合の拡大を行うことによる介護保険料の影響額の減額及び増額分を一般会計から繰入れを行うこととするものでございます。

介護保険特別会計補正予算案については以上でございます。

御審議、よろしくお願いいたします。

福祉委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

それでは、質疑のある方、挙手をお願いします。

（ 「なし」の声あり ）

福祉委員会委員長（白井 章君）

それでは、令和 2 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案について採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第 4 9 号 令和 2 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉委員会に付託されました議案についての審議は終了いたしました。

なお、従来どおり常任委員会の閉会中の継続審査の申出をすることに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

福祉委員会委員長（白井 章君）

異議はございませんので、議長に閉会中の継続審査の申出書を提出いたします。

これをもちまして福祉委員会を閉会をいたします。

（ 時に午前 1 0 時 4 4 分 閉会 ）

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年6月17日

福祉委員会委員長 白 井 章